

「かながわ中小企業再生ファンド」が誕生！

- ◇ 平成23年12月7日に、県内初の公的中小企業再生ファンドである「かながわ中小企業再生ファンド」を設立しました。
- ◇ 12月19日に、ファンド出資者が一堂に会する「かながわ中小企業再生ファンド設立総会」を開催します。

- 県では、今年7月、中小企業再生ファンド発起会を開催して以来、県内初の公的中小企業再生ファンドの年内設立に向けた取組を進めてきました。
このたび12月7日に、（独）中小企業基盤整備機構による出資の仕組みを活用した、「かながわ中小企業再生ファンド」を設立しました。
- また、設立にあたり12月19日に、「かながわ中小企業再生ファンド設立総会」を開催し、中小企業の再生支援に向け、出資者間の結束を高めます。

1 「かながわ中小企業再生ファンド」の概要

(1) 名称	かながわ中小企業再生ファンド投資事業有限責任組合 (通称：かながわ中小企業再生ファンド)	
(2) 目的	地域金融機関、信用保証協会、中小企業支援機関、神奈川県中小企業再生支援協議会等と連携し、県内中小企業の債権や株式を中長期的に保有して継続的に支援することにより中小企業の再生を進め、地域経済の活性化、雇用の維持を図る。	
(3) ファンド総額	24.1億円	
(4) 出資者	ア 有限責任組合員 20機関 (公的部門) 2機関 (独)中小企業基盤整備機構、(公財)神奈川産業振興センター (民間部門) 18機関 (株)横浜銀行、スルガ銀行(株)、(株)神奈川銀行、(株)静岡中央銀行、(株)八千代銀行、横浜信用金庫、湘南信用金庫、三浦藤沢信用金庫、川崎信用金庫、平塚信用金庫、さがみ信用金庫、中南信用金庫、中栄信用金庫、小田原第一信用組合、相愛信用組合、神奈川県信用保証協会、横浜市信用保証協会、川崎市信用保証協会	イ 無限責任組合員 1機関 横浜キャピタル(株)
		合計 (ア+イ) 21機関

(5) 存続期間	8年間（3年間を限度に延長可）
(6) ファンド 運営者	横浜キャピタル株式会社 所在地：横浜市西区みなとみらい3-1-1 代表取締役：田中 俊光 設立日：昭和59年3月
(7) 支援対象企業	10社程度を予定。 神奈川県中小企業再生支援協議会で再生計画策定支援を受けた中小企業が主な対象となる。
(8) 投資手法	中長期的な金銭債権の買取や株式出資等により、企業の債務を軽減し、再生完了まで継続的に経営支援をする。 ※ 投資決定は、独立した機関の「投資委員会」が行う。

(特徴)

「県内の金融機関・中小企業支援機関の総力を挙げた官民一体・地域密着型ファンド」

公的中小企業支援機関の（公財）神奈川産業振興センター及び県・横浜市・川崎市の3信用保証協会が出資者として加わり、また、県内本店の金融機関だけでなく、県外本店の地方銀行も参加し、官民・地域が一体となり、総力を挙げて県内中小企業再生に取り組みます。

2 「かながわ中小企業再生ファンド設立総会」について

- (1) 日 時
平成23年12月19日（月）午後1時～2時
- (2) 場 所
神奈川県庁本庁舎3階大会議場
- (3) 出席者（予定）
ファンド出資者及び運営者、神奈川県中小企業再生支援協議会、関東財務局横浜財務事務所、関東経済産業局、神奈川県（知事）ほか
- (4) 内 容
かながわ中小企業再生ファンド運用方針の説明等
- (5) 取 材
取材は可能です。
取材を希望される場合は、12月16日（金）17時までに、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

※ 別添資料「かながわ中小企業再生ファンドの出資構成について」

(問い合わせ先)

神奈川県商工労働局企画調整部金融課
課長 鈴木 電話(045)210-5670
資金貸付グループ 森 電話(045)210-5681